

瀬戸内市文化財保存活用地域計画 (素案)

※

ページ番号や写真のタイトル等、今後
変更する部分がございます。ご了承ください。

令和〇年〇月

瀬戸内市

目 次

(仮ページ番号)

序章 はじめに

1. 計画作成の背景と目的…………… 1
2. 計画期間…………… 2
3. 計画の進捗管理と見直しの方法…………… 2
4. 関連する計画の整理…………… 3
5. 作成体制と経緯…………… 8
6. 瀬戸内市の歴史文化資源の定義…………… 11

第1章 瀬戸内市の概要

1. 自然的・地理的環境…………… 12
2. 社会的環境…………… 20
3. 歴史文化の概要…………… 32

第2章 瀬戸内市の歴史文化資源の概要と特徴

1. 指定等文化財の概要…………… 33
2. 指定等文化財以外の歴史文化資源の概要と特徴…………… 35
3. 歴史的概要…………… 38

第3章 瀬戸内市の歴史文化の特徴

1. 瀬戸内市の歴史文化の特徴…………… 44

第4章 瀬戸内市の歴史文化資源の保存と活用に関する将来像・

基本的な方向性

1. めざす将来像…………… 46
2. 将来像実現のための基本的な方向性…………… 46

第5章 歴史文化資源の把握調査

1. 既存の歴史文化資源の把握調査の概要…………… 47
2. 歴史文化資源の把握調査の現状…………… 54

第6章 歴史文化資源の保存と活用に関する課題・方針・措置

1. 「歴史文化資源を知る」に関する課題・方針・措置…………… 55
2. 「歴史文化資源を守る」に関する課題・方針・措置…………… 57
3. 「歴史文化資源を活かす」に関する課題・方針・措置…………… 60
4. 「歴史文化資源をつなぐ」に関する課題・方針・措置…………… 64

第7章 歴史文化資源の一体的・総合的な保存と活用

- 1. 関連文化財群の意義と考え方…………… 66
- 2. 関連文化財群及びその保存活用計画…………… 67

第8章 歴史文化資源の防災・防犯

- 1. 歴史文化資源の防災・防犯に関する課題…………… 87
- 2. 歴史文化資源の防災・防犯に関する方針…………… 90
- 3. 歴史文化資源の防災・防犯に関する措置…………… 91
- 4. 歴史文化資源の防災・防犯の推進体制と体制整備の方針 …… 91

第9章 歴史文化資源の保存・活用の推進体制

- 1. 市の体制…………… 92
- 2. 体制整備の課題・方針…………… 95

序章 はじめに

1. 計画作成の背景と目的

瀬戸内市の指定・登録・選定文化財の件数は、148 件（令和 4 年（2022）5 月 1 日時点）を数えます。

国宝の太刀 ^{むめい}無銘一文字 ^{さんちやうもう}（山鳥毛）をはじめ、国指定重要文化財（建造物）の本蓮寺本堂・番神堂や^{よけいじ}餘慶寺本堂、国指定史跡^{さぶかぜ}の寒風古窯跡群、県指定重要文化財（歴史資料）の朝鮮通信使関連資料、民俗文化財のだんじりや唐子踊り、無形文化財の焼物製作技術など、有形文化財、郷土芸能や技術、伝統行事、祭りなどの多様な文化財を有しています。このような文化財保護法に定義される文化財の他に、食文化や伝承、地名などを含めた広義の文化財（以下、「歴史文化資源」という。）は、市域全域に点在しており、各地域にはこれらを守り伝える団体の活動もあります。

しかし、この豊かな歴史文化資源の存在や価値については、市民の認識は低く、保存・活用の気運が高まっているとは言えない状況です。そのため、滅失の危険性があるものや継承者不在のものも存在しています。

歴史文化資源は、地域の成り立ちを理解する上で欠かすことのできないものであり、地域のアイデンティティや市民の郷土愛の醸成において重要な要素となります。そして、社会情勢や歴史文化資源を取り巻く地域環境が大きく変化する中で、地域コミュニティを活かし、地域が一体となって歴史・文化を守り伝えることがより一層求められています。

本市では、歴史文化資源を核とした観光客や関係人口の増加などを目指すための将来ビジョンとして、令和 2 年（2020）3 月に「瀬戸内市歴史文化資源活用等まちづくり将来ビジョン」を策定しました。本市にはそれぞれの地域に刀剣や焼物、豊かな自然といった特色ある歴史文化資源が多く存在します。このことから、本ビジョンでは、市内に存在する歴史文化資源に魅力的なストーリーを加えることで、市内外に強くアピールできるコンテンツへと磨きあげることとされています。

このような経緯のもと、より多様な主体が関わり、歴史文化資源の保存・活用の推進力を高めていくため、「瀬戸内市文化財保存活用地域計画」（以下、「地域計画」という。）の作成を行うこととなりました。

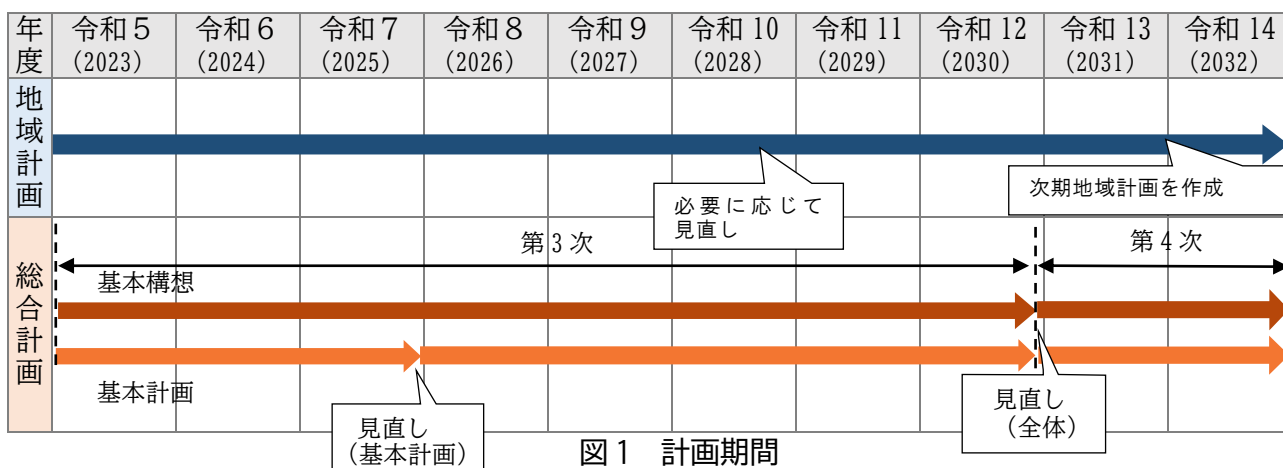
地域計画は本市の総合計画が掲げる「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」という将来像を歴史文化の観点から実現するものとなることを目指します。また歴史文化資源が市民にとって心の拠り所となり、更にはこれらを有効に保存・活用していくことでシビックプライドの醸成、地域の活力向上にもつなげていきます。

2. 計画期間

地域計画の計画期間は、令和 5 年（2023）度から令和 14 年（2032）度までの 10 か年とします。

なお、地域計画の着実な実施のため、適切に進捗管理し、必要に応じて見直しを行い、その結果を次期地域計画へ反映させます。その際には総合計画等、上位計画の見直しに合わせて、適宜整合を図っていくことになります。

また、地域計画について軽微な変更を行う際には、岡山県を通じ文化庁に報告し、文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更が必要となった場合には、計画期間中であっても、変更の認定を文化庁に申請するものとします。



3. 計画の進捗管理と見直しの方法

地域計画は、計画期間を 10 年間に設定して、歴史文化資源の保存・活用を推進する計画として作成するものです。計画を着実に実施するためには、施策の適切な進行管理を実施します。

【PDCA サイクルによる進捗管理】

地域計画に基づき毎年実施する事業については、瀬戸内市文化財保護審議会（以下、「市保護審議会」）において、目的、手法、効果等の観点から評価を行い、課題を整理し、翌年度の事業実施に活かしていくために PDCA サイクルによる進捗管理を行います。

【協働・連携による事業の推進】

事業の実施にあたって、市保護審議会委員をはじめとする有識者、国・県の指導を受け、歴史文化資源所有者はもちろんのこと、市民、関連団体の積極的な参加を得ながら協働・連携により事業を推進していきます。

【柔軟な計画の見直し】

めまぐるしく変化する社会環境に対応し、歴史文化資源の保存に関する突発的な事案にも対応していくために、地域計画を柔軟に見直していくことも重要となります。このため進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを実施します。また計画 10 年目には、次期地域計画を作成します。

4. 関連する計画の整理

(1) 計画の位置づけ

「第3次瀬戸内市総合計画」は、将来像を「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」と掲げています。地域計画は、この第3次総合計画を上位計画とし、本市の歴史文化資源に関連する施策の展開にあたっての基本的な考え方を提示するものです。

歴史文化資源は、社会教育や学校教育だけではなく、観光振興、産業振興、景観づくり、防災・防犯など多様な分野との連携のもと、保存や活用を進めていくものです。そのため、各分野の計画等と連携、調整がとれたものとする必要があります。

また、地域計画は「岡山県文化財保存活用大綱」と整合をとるものとします。

個別の歴史文化資源の保存活用計画等の策定に当たっては、本計画を踏まえたものとします。

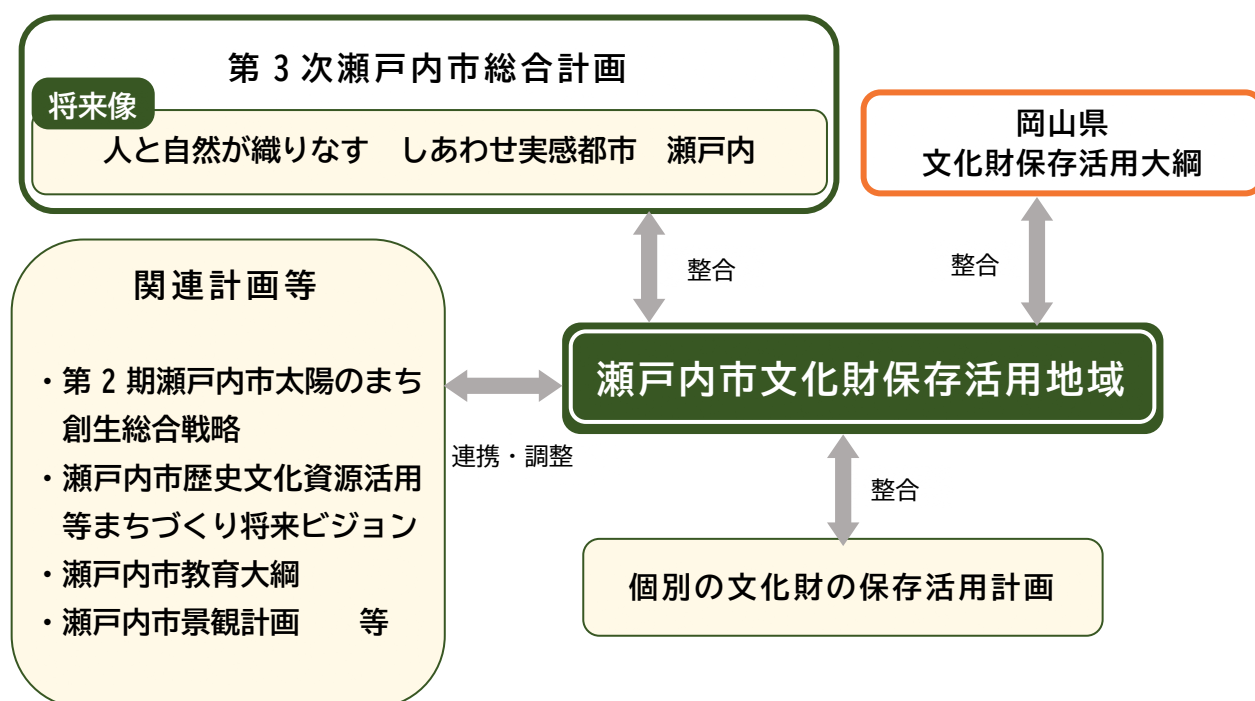


図2 瀬戸内市文化財保存活用地域計画の位置づけ

(2) 主な上位関連計画の概要

● 第3次瀬戸内市総合計画(令和3年度～令和12年度)

総合計画は、瀬戸内市が目指す将来像とその実現に向けた施策をあらわしたもので、まちづくりの指針となる市の最上位計画です。第3次瀬戸内市総合計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成されています。

「基本構想」は、瀬戸内市の将来の姿を展望し、その実現に向けての基本的な考え方を表すもので、まちづくりの主役である市民の積極的な参画のもと、長期的な視点に立った市政の総合的かつ計画的な経営指針となるものです。

「基本計画」は、基本構想に基づき、今後取り組むべき主要な施策を各分野にわたり体系的に定めたものであり、市政の基本的な計画となるものです。

「基本構想」と「基本計画」に、歴史文化資源に関連する取組として、以下のようなものが定められています。

基本構想

《20年後のまちの姿》

- ・「学ぶ市民」にとって、瀬戸内市は、互いに学びあい、教えあい、人がつながるまちをつくりまします。
- ・「観光客・観光産業事業者」にとって、瀬戸内市は、にぎわいと活気のある観光のまちをつくりまします。
- ・「将来の市民」にとって、瀬戸内市は、すばらしい自然や景観、伝統、歴史・文化が引き継がれたまちをつくりまします。

基本計画

《関連する主な基本計画の施策と取組》

施策：歴史・文化や芸術を大切にするまち

- ・文化財の保護・保存・活用と情報発信を行います
- ・まちが誇れる歴史・伝統文化を次の世代に継承します
- ・伝統文化や芸術にふれながら学習する機会をつくりまします
- ・市民が主体となった地域間交流を進めます

施策：にぎわいと活気のある観光のまち

- ・満足度の高い観光資源を開発します
- ・最新の観光情報を効果的に発信します
- ・地域・事業者等と連携した観光事業を進めます
- ・安全・安心な観光のまちづくりに取り組みます

● 岡山県文化財保存活用大綱（令和元年度）

文化財保護法第 183 条の 2 第 1 項に定める「県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱」で、本県文化財の総合的な保存・活用の基本的方向性を示し、県と市町村等が相互に矛盾なく、同じ方針の下に取組を進める上での基盤となるものです。

目指すべき方向性・将来像として、「県民一人ひとりが岡山の文化財に関心と愛着心を持ち、文化財の継承・発信の主体として、県民の協働により積極的に活動できる環境づくりを進めることが求められる。さらに、文化財の持つ「地域の魅力や価値を高める力」を活用して、より多くの人々が訪れる地域づくりや観光振興などに活かすとともに、その豊かで特色ある文化財が、人々の心の豊かさや活力を一層向上させ、郷土を大切に作る心が育まれるといった好循環が生み出されている姿を目指す。」としています。

● 瀬戸内市歴史文化資源活用等まちづくり将来ビジョン（令和 2 年度～令和 6 年度）

本市は、地域毎に特有の歴史文化資源を有しています。その歴史文化資源には文化財に指定・登録されているもの以外にも顕在化していないものが多数存在しますが、地域の宝としての認識不足や有効活用が進められていないため、将来滅失する可能性が高いものもあります。

本ビジョンは、歴史文化資源に魅力的なストーリーを加え、市内外に強くアピールできるコンテンツへと磨きあげ、歴史文化資源を核とした、観光客や関係人口の増加、シビックプライドの醸成などを目指すための将来ビジョンとなるものです。

シビックプライドの醸成、関係人口の増加、瀬戸内市ファンの獲得に向け、以下の通り方針とコンセプトを定めています。

■ 3 大方針

方針 1 「お宝」の発掘と整理

方針 2 「らしさ」を活かすストーリー展開

方針 3 先を見据えた事業展開

■ ≪コンセプト≫

ストーリーとアートでつなぐ 歴史・文化・交流を活かしたまちづくり

● 第2期瀬戸内市太陽のまち創生総合戦略(令和2年度～令和6年度)

本戦略は、人口減少・少子高齢化という課題に対し、各地域の実情に応じた取組を進めるための戦略です。

本戦略の中では、歴史文化資源に関して、以下のような対策が定められています。

《基本的目標・横断的目標と講ずべき対策》

基本目標1 地元ではたらくことができるまち

→地域資源を活かした仕事の創出
起業・創業のための支援

基本目標2 「このまちとつながりたい」「このまちで家族と暮らしたい」と思われるまち

→魅力的な人づくり(郷土愛の醸成)
まちの魅力づくりによる定住の促進
地域資源をいかした観光振興と情報発信の強化
他地域と連携した観光振興

横断的な目標1 多様な人材が活躍できるまち

→多様な人材の育成・活用によるまちづくりの推進

● 瀬戸内市教育大綱(令和3年～令和7年)

本大綱は、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針です。

本大綱の中では、歴史文化資源に関して、以下のような施策が定められています。

《重点施策》

重点3 「生涯にわたり学びあう市民への効果的支援」

→地域資源等を活用した学びの提供と人のつながりを生み出す公民館活動の充実
地域の情報拠点として多様なニーズに応える図書館サービスの充実
美術館・博物館を活用した歴史・文化・芸術に触れる機会の提供

重点5 「歴史・文化の保存・継承と活用の推進」

→豊かに残る文化財の計画的な保存・活用
文化・芸術に関する活動及び創造への支援
故郷を誇りに思う人づくりのための情報発信や学習の支援
歴史・文化の保存・継承に取り組む団体等への育成支援と連携

● 瀬戸内市地域防災計画(令和3年度～)

災害対策基本法第42条の規定に基づき、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等が有する全機能を発揮し、災害予防、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産をすべての災害から保護することを目的として、瀬戸内市防災会議において瀬戸内市地域防災計画を策定しています。

文化財の保護対策として、防災意識の普及、所有者に対する保護・管理についての指導・助言、自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の整備促進、適切な保護・管理体制の確立、耐震対策の促進などの対策を講じるものとしています。

また、災害対策として、指定又は登録の文化財の滅失、き損の際の市や県、国への届出、文化財の応急修理の際の技術指導に従った実施などの対策を講じるものとしています。

● 瀬戸内市景観計画(平成21年度～)

本計画は、瀬戸内市らしい景観形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、基本方針及び基準等を明らかにし、市民・事業者・行政の協働による良好な景観の形成を実現することを目的として策定されたものです。

本計画の中では、歴史文化資源に関して、以下のような方針が定められています。

方針1 「ふるさとの原風景や歴史・文化的景観の保全・活用」

→歴史・文化的景観の保全

方針2 「地域の特色を活かした良好な景観の創出・改善」

→歴史・文化と調和した佇まいの創出

方針3 「瀬戸内市らしさが感じられる個性的な景観の継承」

→歴史・文化の継承

5. 作成体制と経緯

地域計画は、関係団体、学識経験者及び行政関係者で構成する「瀬戸内市文化財保存活用地域計画策定協議会」を設置し検討を行いました。

令和3年（2021）1月27日に第1回協議会を開催後、市内各地でのタウンミーティングの開催や文化庁との協議を行い、令和4年8月に第7回協議会で承認を経て、文化庁へ申請しました。

表1 瀬戸内市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の構成（令和2年度）

区分	氏名	所属・役職	備考
学識経験者 関係団体 地域住民	尾崎 聡	岡山学院大学・岡山短期大学教授	会長
	亀田 修一	岡山理科大学教授	
	中田 利枝子	就実大学・徳島文理大学 非常勤講師	
	能美 洋介	岡山理科大学教授	
	黒井 千左	虫明焼作家（岡山県指定重要無形文化財保持者）／瀬戸内市文化協会参与	
	内田 明生	瀬戸内市文化財保護審議会委員長／竹田喜之助顕彰会会長（喜之助人形劇フェスタ市民実行委員会委員長）	副会長
	赤枝 美智子	瀬戸内市文化財保護審議会副委員長	
	安藤 祐介	おさふね百錬会会長	
	三浦 公子	公益財団法人寒風陶芸の里主任	
	竹内 蒸治	一般社団法人瀬戸内市観光協会事務局長	
行政関係	小林 伸明	岡山県教育庁文化財課課長	
	岡 洋介	瀬戸内市文化観光部文化観光課長	
	岡崎 清吾	瀬戸内市総合政策部企画振興課長	
	村上 岳	瀬戸内市民図書館館長	
オブザーバー	内池 英樹	岡山県教育庁文化財課文化財保護班副参事	

（令和3年度）

区分	氏名	所属・役職	備考
学識経験者 関係団体 地域住民	尾崎 聡	岡山学院大学・岡山短期大学教授	会長
	亀田 修一	岡山理科大学教授	
	中田 利枝子	就実大学・徳島文理大学 非常勤講師	
	能美 洋介	岡山理科大学教授	
	黒井 千左	虫明焼作家（岡山県指定重要無形文化財保持者）／瀬戸内市文化協会参与	
	内田 明生	瀬戸内市文化財保護審議会委員長／竹田喜之助顕彰会顧問（喜之助人形劇フェスタ市民実行委員会委員長）	副会長

	赤枝 美智子	瀬戸内市文化財保護審議会副委員長	
	安藤 祐介	おさふね百錬会会長	
	三浦 公子	公益財団法人寒風陶芸の里主任	
	林 孝康	一般社団法人瀬戸内市観光協会事務局長	
行政関係	小林 伸明	岡山県教育庁文化財課課長	
	頓宮 忍	瀬戸内市文化観光部長	
	岡崎 清吾	瀬戸内市総合政策部長	
	村上 岳	瀬戸内市民図書館館長	
オブザーバー	内池 英樹	岡山県教育庁文化財課文化財保護班副参事	

(令和4年度)

区分	氏名	所属・役職	備考
学識経験者 関係団体 地域住民	尾崎 聡	岡山学院大学・岡山短期大学教授	会長
	亀田 修一	岡山理科大学名誉教授	
	中田 利枝子	就実大学・徳島文理大学 非常勤講師	
	能美 洋介	岡山理科大学教授	
	黒井 千左	虫明焼作家（岡山県指定重要無形文化財保持者） ／瀬戸内市文化協会参与	
	内田 明生	瀬戸内市文化財保護審議会委員長／竹田喜之助顕彰会顧問（喜之助人形劇フェスタ市民実行委員会委員長）	副会長
	赤枝 美智子	瀬戸内市文化財保護審議会副委員長	
	安藤 祐介	おさふね百錬会会長	
	三浦 公子	公益財団法人寒風陶芸の里主任	
	林 孝康	一般社団法人瀬戸内市観光協会事務局長	
行政関係	江草 大作	岡山県教育庁文化財課課長	
	頓宮 忍	瀬戸内市文化観光部長	
	岡崎 清吾	瀬戸内市総合政策部長	
	村上 岳	瀬戸内市民図書館館長	
オブザーバー	内池 英樹	岡山県教育庁文化財課文化財保護班参事	

表2 作成の経緯

年月日		内容
令和3年 (2021)	1月27日(水)	第1回瀬戸内市文化財保存活用地域計画策定協議会の開催
	2月21日(日)	第1回タウンミーティングの開催（伊木家墓所・興禅寺）
	3月26日(金)	第2回瀬戸内市文化財保存活用地域計画策定協議会の開催
	3月28日(日)	第2回タウンミーティングの開催（堀城跡・湯次神社）
		第3回瀬戸内市文化財保存活用地域計画策定協議会の開催（書面開催）
	6月21日(月)	文化庁との協議
	10月14日(木)	第4回瀬戸内市文化財保存活用地域計画策定協議会の開催

	12月5日（日）	第3回タウンミーティングの開催（本蓮寺・牛窓海遊文化館）
令和4年 （2022）	1月7日（金）	文化庁との協議
	1月16日（日）	第4回タウンミーティングの開催（砥石城跡）
	3月11日（金）	第5回瀬戸内市文化財保存活用地域計画策定協議会の開催
	5月25日（水）	文化庁との協議
	6月24日（金）	第6回瀬戸内市文化財保存活用地域計画策定協議会の開催
	7月頃（予定）	パブックコメントの実施
	7月頃（予定）	瀬戸市文化財保護審議会の開催
	8月末頃（予定）	第7回瀬戸内市文化財保存活用地域計画策定協議会の開催

表3 瀬戸内市文化財保護審議会の構成

氏名	所属・役職
岡崎 義弘	牛窓神社宮司
松川 広己	信楽焼作家
内田 明生	竹田喜之助顕彰会顧問
小林 周伸	餘慶寺本乗院住職
赤枝 美智子	書家・郷土史家
西井 洋之	郷土史家
安木 義忠	郷土史家

6. 瀬戸内市の歴史文化資源の定義

文化財保護法の定義する「文化財」とは、有形文化財（建造物・美術工芸品）、無形文化財（演劇・音楽・工芸技術等）、民俗文化財、記念物（遺跡・名勝地等）、文化的景観、伝統的建造物群の6類型に区分されており、このうち、我が国にとって、歴史上・芸術上・学術上・鑑賞上の観点から価値の高いものをいいます。また、埋蔵文化財及び文化財の保存技術も保護の対象となっています。

一方、近年、文化財保護法の定義には当てはまらないが、地域の人々の暮らしに深く関わり、地域の個性を示すものとして、食文化や伝承・地名といったものの価値が見直されています。

本計画では、歴史・文化を文化財保護法の定義する指定・未指定等の「文化財」だけではなく、現在まで受け継がれてきた多様な価値を包含するものを、本市のまちづくりに活かせる資源として幅広くとらえて「歴史文化資源」と定義します。

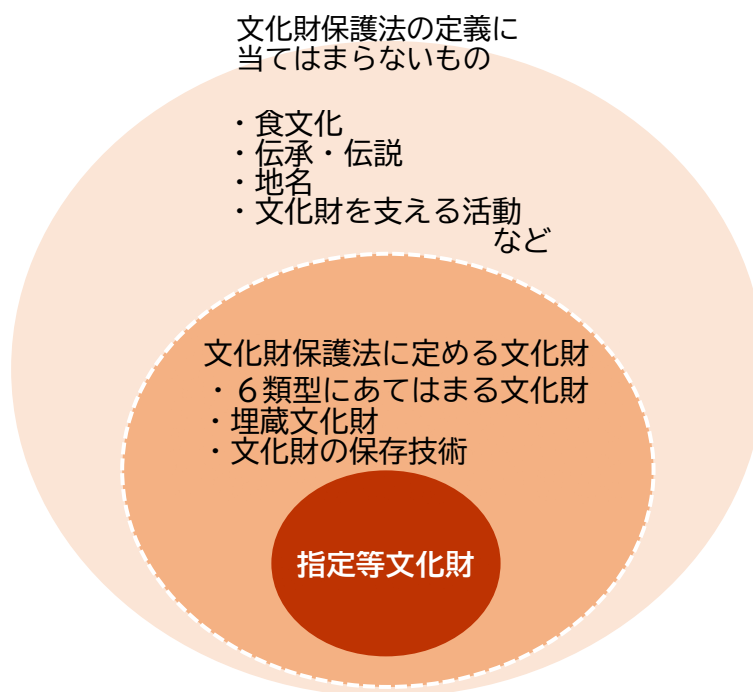


図3 瀬戸内市の歴史文化資源イメージ図